

## 福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱

- (制 定 平成 20 年 4 月 1 日 20 農安第 206 号)
- (一部改正 平成 21 年 4 月 1 日 21 農安第 165 号)
- (一部改正 平成 22 年 4 月 1 日 21 農安第 2751 号)
- (一部改正 平成 23 年 4 月 1 日 22 農安第 2448 号)
- (一部改正 平成 23 年 9 月 16 日 23 農安第 1380 号)
- (一部改正 平成 24 年 4 月 1 日 23 農安第 3767 号)
- (一部改正 平成 25 年 4 月 1 日 25 食地産第 2 号)
- (一部改正 平成 26 年 1 月 6 日 25 食地産第 891 号)
- (一部改正 平成 26 年 4 月 1 日 25 食地産第 2546 号)
- (一部改正 平成 27 年 9 月 1 日 27 食地産第 715 号)
- (一部改正 平成 28 年 6 月 3 日 28 食地産第 97 号)
- (一部改正 平成 29 年 6 月 9 日 29 食地産第 106 号)
- (一部改正 平成 30 年 5 月 23 日 30 食地産第 172 号)
- (一部改正 平成 31 年 4 月 1 日 30 食地産第 2581 号)
- (一部改正 令和元年 7 月 25 日 1 食地産第 447 号)
- (一部改正 令和 2 年 4 月 30 日 1 食地産第 1456 号)
- (一部改正 令和 2 年 12 月 24 日 2 食地産第 2762 号)
- (一部改正 令和 3 年 4 月 5 日 2 食地産第 4051 号)
- (一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 3 食地産第 3318 号)
- (一部改正 令和 5 年 4 月 1 日 4 食地産第 2759 号)
- (一部改正 令和 6 年 4 月 1 日 5 食地産第 2135 号)

### (趣旨)

第 1 条 知事は、食の重要性について県民の理解が深められることを目的とした取組や食の安全・安心を確保する取組の推進のため、別表に掲げる事業に要する経費について、市町村、民間団体等（農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者、営農集団、地域協議会等をいう。）及び特認団体並びに農業協同組合、認定農業者、認定新規就農者及び営農集団に助成する市町村（以下「市町村等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助の対象及び補助率等)

第 2 条 事業名及び目的、対策名及び事業の種類、事業実施主体、採択基準、補助金交付の対象となる経費、施設区分及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定

する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっているもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体は補助の対象としない。

（経費の流用の禁止）

第3条 市町村等の長は、別表の事業名の欄に掲げる1から5の事業に係る経費の事業相互間の流用をしてはならない。

（事業実施計画の承認）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業実施計画承認申請書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、提出された実施計画書の内容が別表に定める採択基準等を満たし、かつ、その内容が適正と認められるときは、計画の承認を行い、その旨を市町村等の長に通知するものとする。

3 事業の実施計画の重要な変更については、第1項及び第2項に準じて行うものとし、重要な変更とは、別表の重要な変更の欄に掲げる内容とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長は、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、前項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税仕入控除税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6条 知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた市町村等の長は、規則第7条第1項の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（申請内容の変更承認等）

第8条 市町村等の長は、交付申請書の記載事項について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村等の長は、同項ただし書に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消）

第9条 知事は、別表（第2条関係）の事業実施主体の条件に違反することが判明した場合、又は事業実施主体が第2条ただし書きに該当することが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 市町村等の長は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業中止（廃止）申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払）

第11条 市町村等の長は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金概算払請求書（様式第5号。以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（状況報告等）

第12条 市町村等の長は、補助金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、当該年度の12月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

（補助事業が完了しない場合の手続き等）

第13条 市町村等の長は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 市町村等の長は、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）を補助事業の完了の日から起算して1月を経過した

日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、前項の実績報告書を提出する場合、第5条第2項ただし書に該当した事業実施主体において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 市町村等の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、市町村等の長は、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### （財産処分の制限）

第15条 規則第20条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

2 規則第20条第1項第2号の機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるものは、事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

#### （書類の提出）

第16条 この要綱の規定により市町村等の長が知事に提出する書類は、別表の書類提出の欄に掲げるとおりとする。

2 市町村等の長は、第4条第1項の規定による計画の承認申請、第5条第1項の規定による交付の申請、第8条第1項の規定による内容の変更、第10条の規定による事業の中止又は廃止、第11条第1項の規定による概算払請求、第12条の規定による状況報告、第14条第1項の規定による実績報告及び同条第3項の規定による消費税仕入れ控除税額報告（以下「承認申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、福岡県簡易申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により承認申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該承認申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

3 市町村等の長が前項の規定によりシステムを使用する方法により承認申請等を行う場合、別表の書類提出の欄は適用しない。

4 知事は、第2項の規定により承認申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認については、市町村等の長が書面によることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

5 市町村等の長が第2項の規定によりシステムを使用する方法により承認申請等を行う

場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に関する規約に従わなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 規則第11条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、令和7年度までの補助金に適用する。

附 則 (平成21年4月1日21農安第165号)

(施行期日等)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度から平成22年度までの補助金に適用する。ただし、要綱別表の事業番号欄に掲げる2及び5の事業については平成23年度までの適用とする。

附 則 (平成22年4月1日21農安第2751号)

(施行期日等)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日22農安第2448号)

(施行期日等)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、要綱別表の事業番号欄に掲げる1の事業については平成23年度から平成25年度まで、2及び4の事業については平成23年度まで、3の事業については平成26年度までの補助金に適用する。

附 則 (平成23年9月16日23農安第1380号)

(施行期日等)

この要綱は、平成23年9月16日から施行し、要綱別表の事業番号欄に掲げる1及び5の事業については平成23年度から平成25年度まで、2及び4の事業については平成23年度まで、3の事業については平成26年度までの補助金に適用する。

附 則 (平成24年4月1日23農安第3767号)

(施行期日等)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、要綱別表の事業番号欄に掲げる1の事業については平成26年度まで、2の事業については平成24年度から平成26年度まで、3の

事業については平成 26 年度まで、4 の事業については平成 24 年度までの補助金に適用する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日 25 食地産第 2 号）  
（施行期日等）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、要綱別表の事業番号欄に掲げる 1 及び 2 の事業については平成 26 年度まで、3 の事業については平成 25 年度まで、4 の事業については平成 27 年度までの補助金に適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 6 日 25 食地産第 891 号）  
（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 1 月 6 日から施行し、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日 25 食地産第 2546 号）  
（施行期日等）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度から平成 28 年度までの補助金に適用する。ただし、要綱別表の事業番号欄に掲げる 1 の事業については平成 26 年度まで、3 の事業については平成 27 年度までの補助金に適用する。

なお、平成 25 年度までに実施した事業については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成 27 年 9 月 1 日 27 食地産第 715 号）  
（施行期日）

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 3 日 28 食地産第 97 号）  
（施行期日等）

この要綱は、平成 28 年 6 月 3 日から施行し、改正後の福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 9 日 29 食地産第 106 号）  
（施行期日等）

この要綱は、平成 29 年 6 月 9 日から施行し、改正後の福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 30 年 5 月 23 日 30 食地産第 172 号）  
（施行期日等）

この要綱は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、改正後の福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日 30 食地産第 2581 号）

(施行期日等)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年度の補助金から適用する。

附 則 (令和元年 7 月 25 日 1 食地産第 447 号)

(施行期日等)

この要綱は、令和元年 7 月 25 日から施行し、改正後の福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則 (令和 2 年 4 月 30 日 1 食地産第 1456 号)

(施行期日等)

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行し、改正後の福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則 (令和 2 年 12 月 24 日 2 食地産第 2762 号)

(施行期日等)

この要綱は、令和 2 年 12 月 24 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 5 日 2 食地産第 4051 号)

(施行期日等)

この要綱は、令和 3 年 4 月 5 日から施行し、改正後の福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日 3 食地産第 3318 号)

(施行期日等)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日 4 食地産第 2759 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日 5 食地産第 2135 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名、目的、 対策名及び事業の種類	事業実施主体	採択基準	補助金交付の対象となる経費	補助率	重要な変更	書類の提出	適用年度
1 農用地土壌健全化等対策事業  農作物に対するカドミウムの吸収抑制や汚染された農用地の利用の合理化等を図る	市町村  農業協同組合	1 事業を講ずる必要があると認められる地区（以下「事業実施地区」という。）は、「カドミウム環境汚染要観察地域」及び「農用地土壌汚染対策地域」であること。 2 事業実施地区に農作物技術対策を講ずるに当たって、指導が円滑かつ確実に行われる見込みがあること。 3 農業振興に関する計画等と適切に調整されていること。 4 当該事業計画が円滑かつ確実に実施される見込みがあること。	土壌改良資材の使用に要する経費。ただし、次の事項に留意するものとする。  (1) 事業の対象の農用地は、事業実施地区内の水田及び畑地とする。  (2) 事業の対象作物は、水稲、野菜、大豆等の穀類とする。  (3) 土壌改良資材の種類は、珪酸苦土石灰、炭酸苦土石灰、炭酸カルシウム、重焼りん、苦土重焼りん、堆肥等とする。	10/10以内	1 事業実施主体の変更  2 補助金額の変更  3 事業実施に係わる耕作面積の30%を超える増減  4 補助事業に要する経費の30%を超える増減	正副2部 (所轄農林事務所長を經由)	令和6年度まで
2 県産果実体験学習導入事業  次世代を担う子どもたちに、県産果実の美味しさに親しませ、将来にわたる消費を確固たるものにするともに、地産地消の大切さについての理解促進を図る。	食育・地産地消ふくおか県民会議	県産果実を学校の調理実習に提供すること。	小学校及び中学校の調理実習に使用する県産果実の導入にあたって必要となる購入費及び輸送費等	1/2以内	補助金額の変更	1部	令和6年度まで
3 「夢つくし」、「元気つくし」学校給食導入促進事業  次世代を担う子どもたちに、県産米「夢つくし」、「元気つくし」の美味しさに親しませ、将来にわたる消費を確固たるものにするともに、地産地消の大切さについての理解促進を図る。	食育・地産地消ふくおか県民会議	「夢つくし」、「元気つくし」を小中学校等の給食に導入することに対する奨励金の支払いを行うこと。	1俵(60kg)につき500円	1/3以内	補助金額の変更	1部	令和6年度まで
4 魅力あふれる農泊推進事業  関係機関（農林漁業者、市町村、農業協同組合、観光協会、直売所、商工会等）が連携して、農泊を核とした地域振興に取り組む地域の活動に対し、助成することで、農泊の受入体制の充実強化を図る。	地域協議会等	1 農泊の受入体制の充実強化を図る取組み内容であること。 2 事業終了後も、受入体制を継続すること。	農泊を核とした受入体制の充実強化に要する経費  1 独自プログラムの新規作成及び拡充 2 プロモーションの実施 3 受入家庭拡大的取組 4 その他受入体制の充実に要するもの（報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等）	定額 (上限 50万円)	補助金額の変更	正副2部 (所轄農林事務所長を經由)	令和6年度まで
5 国際水準GAPレベルアップ支援事業  国際水準GAP認証取得に必要な初期費用を支援することで、GAPの取組が拡大し、県産農林水産物に対する実需者の信頼度向上、生産者の経営改善を図る。	認定農業者 認定新規就農者 営農集団	国際水準GAP認証制度の認証を受けること。 なお、事業の実施期間内に認証を受けることが困難な場合は、別途知事が定めることとする。 また、国際水準GAPとは、以下の5分野について、取組基準が規定されており、第三者による確認、認証を受ける制度とする。 1. 食品安全 2. 労働安全 3. 環境保全 4. 人権保護 5. 農場経営評価	国際水準GAP認証の取得（初回のみ）及び取組実施に必要な環境整備に要する経費  (1) 認証審査にかかる経費（審査員の派遣や報告書の作成など審査会社に払う経費）  (2) 土壌、水質分析、残留農薬分析にかかる経費  (3) GAPに取り組むにあたり、必要とされる環境整備に要する経費	1/2以内 (上限 50万円)	補助金額の変更	正副2部 (所轄農林事務所長を經由)	令和7年度まで

(注) 1 重要な変更の欄に掲げる内容のうち下線を引いた内容は、第4条第3項に定める「事業の実施計画の重要な変更」である。  
2 3の事業については、実績報告書の提出期限を交付決定を受けた年度の3月31日までとする。  
3 重要な変更の欄に掲げる補助金額の変更は、実績報告において補助金額が減額される場合は適用しないものとする。

様式第1号(第4条関係)

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名 (記名押印又は署名)

年度福岡県食の安全・地産地消対策関係事業( 事業)  
実施計画(変更)承認申請書について

このことについて、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり提出します。

注1) ( )の欄には、要綱別表に掲げる事業名を記入する。  
注2) 下記の事業ごとに指定された様式に基づき、作成すること。

事業名	様式
農用地土壌健全化等対策事業	別添1
県産果実体験学習導入事業	別添2
「夢つくし」、「元気つくし」学校給食導入促進事業	別添3
魅力あふれる農泊推進事業	別添4
国際水準GAPレベルアップ支援事業	別添5

※ 生産者団体等が申請する場合は、代表者氏名(フリガナ)及び生年月日がわかる資料を添こと。また、生産者団体等が法人の場合は、役員名簿(様式)を提出すること。

別添 1 (農用地土壌健全化等対策事業)

1 事業の目的

2 事業実施地区の概要

(1) 事業実施地区の立地概況

(事業実施地区の区域、地形、水田、畑、樹園地等分布、関係機関等の位置を示す地図を添付)

(2) 主要作物の作付状況

区 分		作目名	普通作物 (水稻)	野 菜	穀類 (大豆等)		計
市町村全域	作付面積 (ha)						
	農家戸数 (戸)						
事業実施地域	作付面積 (ha)						
	農家戸数 (戸)						

(3) 事業実施地区の事業実績

(単位：袋)

対象作物	事項	年度	年度	年度	備 考
	土壌改良資 剤等				
計					

3 土壤改良資材使用の計画

(1) 土壤改良資材使用の方針及び事業実施主体名

(2) 土壤改良資材使用等計画

事項 区分	土壤改良資材 等品名等	規格	数量	単価	金額	経費の負担区分				備考
						県	市町村	その他	計	
水 田	珪酸苦土石灰									
	-----									
畑 地	重焼りん									
	-----									
	計									
合計										

(注)

- 1 備考欄には面積（数量）及び経費等の積算基礎を記載すること。
- 2 補助事業に係るものについて記載すること。

別添2（県産果実体験学習導入事業）

1 事業の目的（又は事業の効果）

2 事業の計画（又は事業の実績）

3 経費の配分

事業の種類及び内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	減額した額 〇〇〇円
小計					
消費税額					
計					

注) 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額：〇〇円」と同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」とそれぞれ記入すること。

別添3（「夢つくし」、「元気つくし」学校給食導入促進事業）

1 事業の目的（又は事業の効果）

2 事業の計画（又は事業の実績）

3 経費の配分

事業の種類及び内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	減額した額 〇〇〇円
小計					
消費税額					
計					

注) 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額：〇〇円」と同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」とそれぞれ記入すること。

別添4（魅力あふれる農泊推進事業）

1 事業の目的（又は事業の効果）

2 事業の計画（又は事業の実績）

（1）事業実施主体

事業実施主体名	
代表者名	
電話番号	
メールアドレス	

（2）連携体制図等

（例）

	内容	受入
地域協議会	体験	観光農園 A
	買物	直売所 B
	食事	レストラン C
	宿泊	農家 D

(3) 事業実施内容及び実施時期

実施内容	実施時期

※本補助金で実施する内容について具体的に記載すること。

(4) 事業費内訳

項目	事業費	備考
(例) 1. 体験プログラム拡充 ・ 報償費 講師謝金 ・ 旅費 講師旅費 ・ 需用費 印刷費 ・ 使用料及び賃借費 会場使用料  2. プロモーションの実施 ・ 委託料 プロモーション動画作成  3. 受入れ家庭拡大の取組 ・ 使用料及び賃借料 バス借り上げ料 施設利用料 保険料	円  50,000 10,000 30,000 30,000  150,000  170,000 50,000 10,000	
事業費総額	500,000	

### 3 経費の配分

事業の種類及び内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	減額した額 〇〇〇円
小計					
消費税額					
計					

注) 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額：〇〇円」と同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」とそれぞれ記入すること。

### 4 添付資料

- (1) 定款、規約、法人登記事項証明書等組織の活動実績が分かるもの
- (2) 事業費内訳で記載した内容が分かる書類があれば添付
- (3) これまでの活動が分かる資料（パンフレット、写真、イメージ図、新聞記事等）があれば添付

別添5（国際水準GAPレベルアップ支援事業）

1 事業実施主体名

2 事業の目的（又は事業の効果）

3 事業の内容（又は事業の実績）

(1) GAP認証取得作物名

(2) 取得するGAP認証の種類、基準文書の種類

(3) 国際水準GAP認証の取得計画（又は実績）

項目	実施（予定）時期 （年月）	実施（予定）機関 （または審査会社等）	事業費 （円）
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
合 計			

①GAPの取組開始②GAPの自己チェック③外部コンサルタント等によるチェック④指摘事項等への対応⑤施設改修・環境整備（着手～竣工）⑥GAP認証審査⑦その他GAPに関する取組について、記載すること

※必要に応じて、行を追加すること（別添可）

(4) 国際水準 GAP認証取得（予定）年月日

年 月 日

(5) 実施する環境整備

整備内容	事業費	規格	整備場所 (市町村地区名)	改善されるGAPの取組項目

整備場所は、市町村地区（大字）等を記載すること

改善されるGAPの取組項目は、認証取得予定のGAP基準文書等の該当箇所を記載すること

※営農集団で複数整備する場合、農業者ごとに作成すること（別添可）

4 経費の配分

事業名	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
国際水準 GAPレ ベルアッ プ支援事 業	円	円	円	円	減額した額 〇〇〇円
小計					
消費税額					
計					

注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額：〇〇円」と同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」とそれぞれ記入すること。

5 添付資料

- (1) GAP認証を取得する営農集団等の規約、構成員名簿等組織の活動実績が分かるもの（組織の場合のみ提出。個人の申請者は添付不要。）
- (2) GAP認証の取得審査に係る経費の見積書
- (3) 土壌、水質分析、残留農薬分析に係る経費の見積書
- (4) 環境整備の内容、および経費が分かるもの（カタログ、見取り図、見積書等）
- (5) その他特に必要と認めるもの

役員名簿(様式)

役員名簿				
(法人名: )				
役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所(都道府県名)	生年月日

※ 役員全員を記載すること。

様式第2号(第5条関係)

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名 (記名押印又は署名)

福岡県食の安全・地産地消対策関係事業( 事業)費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

注1) 事業の目的及び内容については、各事業ごとに承認(認定)された事業実施計画書(企画書)から転記すること。

### 3 経費の配分

事業名	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	補助事業に 要する(要し た)経費 (A)+(B)又は (A)+(B)+ (C)+(D)	負担区分				備考
			県費 (A)	市町村費 (B)	融資金 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	円	減額した額 〇〇円
小計							
消費税額							
計							

- 注) ・備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額:〇〇円」と同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」とそれぞれ記入すること。
- ・補助事業に要する(要した)経費欄については、間接補助事業者である市町村が申請する場合は(A)+(B)の額を、それ以外の者が申請する場合は(A)+(B)+(C)+(D)を記入すること。

#### 4 収支予算(精算)

##### (1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金 〇〇〇	円	円	円	円	
計					

##### (2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
事業費 補助金					
計					

注) 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額:〇〇円」と同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」とそれぞれ記入すること。

#### 5 事業完了(予定)年月日

#### 6 添付書類

- (1) 市町村の補助金交付に関する要綱等関係規程の写し。
- (2) 市町村にあつては予算書の写し。ただし、予算未計上の場合は予算計上確約書。  
なお、団体にあつては総会資料等収支のわかる書類(実施計画書に添付している場合を除く)。
- (3) 実施設計書又は企画書(知事が認定したもの)、その他知事が指示した資料。

様式第3号(第8条関係)

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名 (記名押印又は署名)

福岡県食の安全・地産地消対策関係事業( 事業)変更承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり計画を変更したいので、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

### 記

1 変更の理由

2 事業の内容

3 経費の配分

4 収支予算

5 事業完了予定年月日

注1) 2～5は、補助金交付申請書(様式第2号)に準じる。

2) 変更部分は二段書きとし、上段に変更前を括弧書きで記載し、下段に変更後を記載する。

3) 添付資料は、変更がある場合のみ、変更後のものを添付する。

様式第4号(第10条関係)

番 号

年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)

補助事業者名 (記名押印又は署名)

年度福岡県食の安全・地産地消対策関係事業( 事業)  
中止(廃止)申請書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記の理由により中止(廃止)したいので、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 事業の内容

2 中止(廃止)の理由

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名

年度福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金  
( 事業)概算払請求書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業費補助金について、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

1 事業出来高及び請求額

( 年 月 日現在)

事業実施主体名	総事業費	補助金交付 決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A-B-C)	年月日まで の(予定) 出来高	事業完了 (予定) 年月日
		円	円	円	円	%	
計							

様式第6号(第12条関係)

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名

年度福岡県食の安全・地産地消対策関係事業( 事業) 遂行状況報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり11月30日現在の事業遂行状況を報告します。

記

事業実施 主体	事業費 (A)	交付 決定額	出来高 事業費 (B)	出来高 比率 (B/A)	残高 事業費 (A)-(B)	事 業 完 了 (予定) 年月日	備考
	円	円	円	%	円		
計							

様式第7号(第14条関係)

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名

年度福岡県食の安全・地産地消対策関係事業( 事業)実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり実施したので、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により報告します。

(また、併せて精算額として、金 円の交付を請求します。)

#### 記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分
- 4 収支精算
- 5 事業完了年月日
- 6 添付書類 出来高設計書

注1) 1～5は、補助金交付申請書(様式第2号)に準じる。

- 2) 補助金交付申請書(様式第2号)又は変更承認申請書(様式第3号)に記載している内容と相違する部分は二段書きとし、上段に補助金交付申請書又は変更承認申請書に記載した内容を括弧書きで記載する。

様式第8号(第14条関係)

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

(所在地)  
補助事業者名

年度福岡県食の安全・地産地消対策関係事業( 事業)の消費税仕入控除税額  
報告書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費  
補助金について、福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付要綱第14条第3項  
の規定により報告します。

記

1 福岡県補助金等交付規則第14条に基づく確定額 ( 年 月 日 第 号による額の確定額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る 消費税仕入控除税額	金	円
4 要県費補助金返還相当額(3-2)	金	円

※記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体の消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体の消費税確定申告に係る付表2「課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表」の写し
- ・3(消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額)の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる書類も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を  
記載

[ ]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

※記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料